

『「都市再生」を問う』を読む

五十嵐敬喜・小川明雄の両氏による6冊目の岩波新書である。1993年の『都市計画利権の構図を超えて』から10年で6冊、このほかにも多くの著書を出しており、じつに精力的な執筆である。五十嵐氏は弁護士（現在は法政大学教授でもある）、小川氏は国際的なジャーナリストとして名高く、お二人の共著はタイムリーで説得力に富む。

拙著『公共事業と財政』は、最後の第5章で現在すすめられている「構造改革」と関連づけて公共事業を論じている。地方制度再編や市町村合併につづいて、最後に「都市再生」で結んでいる。「都市再生」の分析は十分なものではないが、公共事業と財政にとって欠かせないテーマだと考えたからだ。原稿執筆の前後から、市町村合併とともに「都市再生」について興味をいただき、調査や研究をすすめてきた。こんな折にタイミングよく本書が出版されたので、すぐさま読みすすんだ。やはり示唆に富む本であり、感想をふくめて本書のポイントをメモ書き風に記しておこう。

第1章「林立するオフィス・ビルとマンション」は、東京を中心にした都市改造、建設ラッシュの現状報告である。たまに東京に行って痛感するのは、凄まじいほどの高層ビルの建設ラッシュである。丸の内や品川、新橋、それに六本木などで、首が痛くなるほどの超高層ビルが乱立するようになった。丸ビルや六本木ヒルズの賑わいぶり、空高くそびえる高層マンションを見ていると、日本の都市の現在と将来を考えさせられてしまう。

第2章「都市再開発の新システム」は、都市再生法のねらいや事業のポイントがまとめられている。都市再生事業のねらいは、小泉首相のスピーチなどを引用して、デフレ症状が深刻化する経済復活のための「新たな需要」を喚起する決め手とする。この都市再生の目的を達成するために、必要な都市基盤を重点的に整備し、都市再開発を民活手法で推進する。都市再生事業で注目されるのが、滞っている大都市圏の公共事業すべてにゴーサインが出されたこと、つまり古顔の登場とともに、横綱の再登場として紹介されている環状道路の整備である。「小泉＝反道路」というイメージがあるが、現実には道路推進なのだ、という指摘はじつに説得的である。都市再生緊急整備地域の指定をめぐる動きでは、民間事業者の要望をすべて取り入れたわけで、官と民との癒着ぶり、露骨なまでの経済優先の実態をあからさまにしている。

第3章「規制緩和の嵐」は、都市計画法・建築基準法・都市再開発法という都市3法を概観するなかで、規制緩和の流れと住民無視の開発実態にせまる。拙著でもとりあげた80年代の中曽根「民活」を規制緩和の側面から問題を整理している。90年代に住宅地に高層マンションが大挙して乱入してきた背景として、2つの「不算入」制度という新たな規制緩和の手品があったという。マンションなど共同住宅の共用廊下、階段等の共用部分を容積率から除外する制度がある。もうひとつは地下室の「不算入」制度であり、傾斜地に高層マンションが乱立することになる。空中権の移転という手品もあり、

こうした規制緩和を一層すすめたのが都市再生法である。この本の副題は比喻のつもりも含めて「建築無制限時代の到来」としたが、ここまでくると、比喻ではなく真実になると述べている。

第4章「仕掛け人たち」は、経済戦略会議から都市再生本部の設置に至る経過が、政官業の人的ネットワークなどから明らかにされる。それと石原都政の都市政策と都市再生との関係、政府との密接なあうんの呼吸にせまる。経団連の公共事業・都市開発部隊というべき日本プロジェクト産業協議会（JAPIC）にも言及する。都市再生本部は、JAPIC に代表される公共事業・都市再生関連企業の提言や要望を総ざらい的に実現するための道具だとして、政官財の都市の私物化、財政の私物化に限りがないと厳しく批判する。

第5章「翻弄される人々と町」では、東京をはじめとした各地の都市再開発による町の破壊の実態を描いている。とくに世田谷区と目黒区の境界にある都立大学理工学部跡地の開発事例、長谷工グループによる大規模マンション建設問題を生々しく紹介している。東京都が売った土地をグループが落札したもので、良好な環境のところの高さ60メートル、19階建てを中心に敷地いっぱい合計8棟のマンションを壁のように建てめぐらすというものだ。これらの無謀な開発事例から、小泉内閣の「都市再生」はオフィス・ビルとマンションの過剰をさらに膨らませるもので、都市政策としてはもちろん、経済政策としても明らかに間違いであると指摘する。

最後の第6章「美しい都市をつくる権利」では、廃墟を食い止める対抗策を提示している。高層建築物に覆われた都市に対抗するものが、美しい都市なのだとして、世界の都市や憲法の規定を紹介する。また、昨年12月に東京地裁で判決が出た「国立マンション事件」をとりあげる。私もこの判決を聞いて耳を疑ったほどだが、歴史は着実に前進していることを実感した。本書でも、ようやく21世紀に入って、裁判所で景観を権利とする手がかりを得ることができるようになったとし、その上に立って権利を創造しなければならぬと課題を提起している。

（4月29日記）